

## 令和3年度 埼玉県認知症介護基礎研修 実施要項

### 1 目的

介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施することにより、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。

### 2 実施主体

埼玉県

### 3 委託機関等

- (1) 実施主体の事業に係る運用事務を公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部（以下「介護労働安定センター」という）に委託することとします。
- (2) 介護労働安定センターは、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という）が管理するeラーニングシステムを使用し、管理・運用します。

### 4 受講対象者

以下の要件（1）（2）（3）をともに満たす者

- (1) 埼玉県内（さいたま市を除く<sup>※1</sup>）に所在地のある介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

※1 さいたま市内に所在地のある介護保険施設・事業所等は、さいたま市が実施する研修にお申し込みください。

- (2) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者
- (3) 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の未修了者<sup>※2</sup>

※2 令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。当該義務づけの適用にあたり、既存の職員は令和6年3月31日まで経過措置があります。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています（こ

の場合にも令和6年3月31日までの経過措置が適用されます)。

## 5 受講受付期間

令和3年9月1日 から 令和4年2月中旬ころまで（詳細が決まりましたら埼玉県ホームページでご案内します）。

## 6 受講料

1,700 円（税込）（1人あたり）

## 7 研修の方法

- (1) 仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用します。
- (2) 「eラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。
- (3) 受講にあたり以下の条件を全て満たしている必要があります。
  - ア 必要環境：HTML5 対応ブラウザ及び Javascript が有効になっていること
  - イ 対応端末：上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット端末・スマートフォン
  - ウ 対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari（いずれも最新版）

## 8 受講申込の流れ

### (1) 「事業所登録」と「事業所コード」の発行 **【事業所の責任者がおこなうこと】**

(1) の手続きは、受講者本人ではなく、事業所の責任者が行います（受講者が行うことはできません）。以下の手順に沿って「事業所登録」と「事業所コード」の発行を行ってください。

#### **【事業所コードの発行手順】**

- ア 専用サイトトップページ (<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) へアクセスし、ホームページ下部にある「**事業所登録フォーム**」をクリックしてください。

- イ 必要事項を入力して「**確認画面へ進む**」をクリックしてください。自治体名は「埼玉県」を選択してください。その他、介護保険事業所番号や事業所の代表メールアドレス等を入力していきます。
- ウ 入力完了後、システム上で承認がされると、上記で登録した**メールアドレスに「事業所コード」が届きます**（発行に数日かかる場合があります）。
- エ 発行された「事業所コード」は、当該事業所の**受講希望者へ配布・通知**してください。
- オ 事業所コードの発行は最初のみ必要です（受講申込の都度発行するものではありません）。

(2) 「**受講のお申込み**」の手続き **【受講希望者本人がおこなうこと】**

- ア 受講希望者は「事業所コード」を事業所の責任者から受け取ってください。
- イ <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/> にアクセスし「**受講申込はこちら**」をクリックします。
- ウ 「**メールアドレスの仮登録**」<sup>※3</sup>を行い、「**確認メール送信**」をクリックします。<sup>※4</sup>

※3 必ずご自身のみが利用するメールアドレスを登録してください。  
1つのメールアドレスで複数人を登録することはできません。法人の代表メールアドレスとの重複登録も不可です。

※4 「受講申込はこちら」の右上から「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」がダウンロードできますのでご活用ください。

(3) 「**個人情報登録**」の手続き **【受講希望者本人がおこなうこと】**

上記(2)で登録したメールアドレスにメールが届きます。その中のURLにアクセスし、名前や生年月日、パスワード（ご自身で決め、ご自身で保管管理ください）、「事業所コード」などを入力・設定します。

- (4) 件名が「**【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ および 受講料お支払いのお願い**」というメール<sup>※5</sup>が届きます。このメールの中には、**受講料お支払いの案内とログインするために必要なID**が記載されています。

※5 件名は「…eラーニング】**受講許可**のお知らせ…」となっていますが、まだこの段階では受講できません。仙台センターのシステム上から自動送信されるメールのためこのような件名となっています。実際には「受講料お支払いの案内」と「ログインするために必要なID」を伝えるためのメールだとお考えください。

(5) **受講者本人のIDが付与された後に**※6、介護労働安定センターが指定する口座に速やかに**お振込み**ください。※7

※6 (4)のメールが届く前に、お振込みするのはご遠慮ください。

※7 口座番号などのお振込みに関する詳細は別途、埼玉県ホームページに記載しております。

(6) 介護労働安定センターの方で受講料のお振込みを確認・承認すると、件名が「**【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ**」というメールが届きます。

(7) <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/> へアクセス。(4)のID等を使いログインし、「Mypage」に進み、「研修をはじめ」をクリックすると受講スタートです。

## 9 修了証書について

- (1) 全てのコンテンツを視聴し、全ての確認テストを終了し、介護労働安定センターの確認作業（承認作業）を終了後、システム上から修了証書を発行できます。
- (2) 修了証書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。
- (3) 研修修了直後でなくても修了証書の発行はできます。後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了証書の発行画面へ進んでください（表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません）。

## 10 その他

- (1) 申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、埼玉県、介護労働安定センター、仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。
- (2) 替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合、その後当該施設・事業所からの

申込は一切受け付けません。

(3) IDとパスワードが分からなくなった場合は、トップページ

(<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) から、「ID・パスを忘れたかたはこちら」へアクセスしお手続きをしてください（埼玉県及び介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません）。

## 1 1 本研修に関するお問合せ先

埼玉県ホームページにて「**よくある質問 (FAQ)**」も掲載しております。

お電話いただく前に、今一度ご参照ください。

【受講申込み、受講許可に関すること】

公益財団法人 介護労働安定センター 埼玉支部 佐藤、伊沢

電話：048-813-2551

【その他研修に関すること】

埼玉県庁 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 橋本、松本、池田

電話：048-830-3251